

佐渡市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、寄附金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

佐渡市長 渡辺 竜五



委託した歳入の徴収事務	歳入の徴収事務の委託を受けた者	委託する期間
佐渡ふるさと島づくり寄附金の徴収事務	東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 株式会社さとふる	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで